

議案第 22 号

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、鯖江市一般職の職員についても、これに準じて所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鯖江市一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年鯖江市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「第6条第1項もしくは」および「第4条もしくは」を削る。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(鯖江市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鯖江市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例(令和3年鯖江市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち鯖江市一般職の任期付職員の採用に関する条例第6条の次に4条を加える改正規定のうち第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鯖江市一般職の職員の給与に関する条例第16条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および鯖江市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第16条第4項から第7項までまたは第19条第1項から第3項までおよび第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる

ときは、期末手当は支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。